

施行 令和3年 2月22日

改訂 令和6年 3月18日

一般社団法人オーシャンスイープ協会定款

第1章総則

第1条(名称)

この法人は、一般社団法人オーシャンスイープ協会という。英文では The Ocean Sweep Association、略称を OSA と表記する。

第2条(事務所)

この法人は、主たる事務所を埼玉県狭山市に置く。

2、この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章目的及び事業

第3条(目的)

この法人は、海と海洋資源を守り、持続可能な利用を促進するために、陸上廃棄物流出による海洋ごみの発生防止・削減・回収・処分・再生利用及び再利用を推進することで、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、削減すること、人々が持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに意識や関心を持つようにすることを目的とする。

第4条(事業)

この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)陸上廃棄物流出による海洋ごみの発生防止・削減・回収・処分・再生利用及び再利用を推進すること
- (2)回収した海洋ごみの再生利用及び再利用を促進する事業
- (3)目的を達成するための募金活動及び基金の設置・運営ならびに収益事業
- (4)環境負荷を低減するための技術、製品の研究開発を促進する事業
- (5)漁業者・漁協の申請手続き・事務処理を代行する事業
- (6)海と海洋資源を守り、持続可能な利用を促進するための調査と研究及び提案・提言
- (7)持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルのための講座、セミナー、教育の事業
- (8)その他、目的を達成するために必要な事業

2、前項の事業については、日本国内及び国外において行うものとする。

第3章 会員

第5条(会員の種別)

この法人の会員は、次の4種(4種の会員を総称して以下、「全会員」という。)とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員(Full Member)

この法人の目的に賛同し、第6条の所定の手続きを経て入会した法人。議決権あり。

(2) 賛助会員(Supporting Member)

この法人の目的に賛同し、資金の援助や、場所・施設・設備・労働力の提供をする法人または任意団体で、第6条の手続きを経て入会した者。議決権はなし。

(3) 個人会員(Individual Member)

この法人の目的に賛同し、資金の援助や、場所・施設・設備・労働力の提供をする個人で、第6条の手続きを経て入会した者。議決権はなし。

(4) ボランティア会員(Volunteer Member)

この法人の目的に賛同し、労働力の提供をする個人で、第6条の手続きを経て入会した者。議決権はなし。

第6条(入会)

議決権のある正会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を経なければならない。

(1) 正会員の入会申込書は、支部事務所が設置された都道府県にあっては支部事務所を経由して、それ以外の都道府県にあっては、直接、理事長に入会申込書を提出しなければならない。

(2) 正会員の入会は、理事会においてその可否を決定し、理事が本人に通知することで会員となる。入会を許可された正会員は2週間以内にこの法人が指定する方法で会費を支払う。

(3) 前項に定める会費支払い期日を過ぎても支払いがない場合は当該申込及び入会許可は失効となる。

2、議決権のない賛助会員ならびに個人会員として入会しようとする者は、この法人が指定する入会申込手続きを行った上で、会費を支払い、この法人から入会受理の通知メールを受け取ることで会員となる。なお、入会申込をすることで、この法人が定める定款や会員規定に従うことに合意したとみなす。

3、議決権のないボランティア会員として登録しようとする者は、この法人が指定する登録手続きを行い、この法人から登録受理の通知メールを受け取ることで会員となる。なお、登録申込をすることで、この法人が定める定款や会員規定に従うことに合意したとみなす。

第7条(会費)

この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、正会員および賛助会員ならびに個人会員は会費として、社員総会の議決をもって別に定める額を支払う義務を負う。ボランティア会員からは会費を徴収しない。

2、既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第8条(賛助会員の協賛金)

この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、賛助会員は、この法人に協力するボランティアによ

る写真提供件数の100の単位が増える都度に協賛金を支払う義務を負い、達成した際にはこの法人から賛助会員に通知し、賛助会員は2週間以内に支払うものとする。また、その協賛額は、この法人が定めた選択肢の中で当該協賛会員が予め選択した額とする。

第9条(有効期間)

- 1、会員たる資格の有効期間は、会員資格が発生した日より1年間とする。
- 2、会員たる資格の有効期間が終了する場合は、この法人または会員から相手方に対し特別に連絡のない限り、更に1年間その資格の有効期間が延長され、その後も同様とする。

第10条(変更の届出)

- 1、会員は、この法人への届出事項の内容に変更があった場合、速やかにこの法人が指定する手続きに従い変更の届出をする。
- 2、前項の変更の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、この法人は一切その責任を負わず、この法人が不利益を被った場合は、会員がその責任を負う。

第11条(この法人からの通知)

- 1、会員は、この法人からのメール(送信アドレス: oceansweepofficial@gmail.com)が受けとれるように、使用する情報端末やメールサーバを設定し、受信できる状態を維持する。
- 2、この法人が、会員の届出内容に従い、メール・郵送・電話・ファックスその他適宜な手段により通知したときは、会員のメール受信設定やサーバの状況により通知が受け取れない状態であった場合も含み、会員に対する有効な意思表示がなされたものとみなす。

第12条(退会)

会員は、文書または電子メール等でその旨を事務局に通知することにより、任意に何時でも退会することができる。ただし、会員資格が延長される1週間前までに退会の申し入れをしなかった場合は、決済会社により翌年分の会費が自動引落しされることがあるが、予め会員は承知するものとする。

第13条(除名)

1、正会員が、次のいずれかに該当する状況に至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、社員総会で決議する前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この法人の会員としての義務に違反したとき
- (2)この法人の名誉を傷つけたまたはこの法人の目的に反する行為があったとき
- (3)この法人からの問い合わせに返答しない又は本定款に基づいた正当な指示に一ヶ月以上経過しても従わないとき
- (4)その他除名すべき正当な事由があるとき

2、賛助会員及び個人会員が、次のいずれかに該当する状況に至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、理事会で決議する前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この法人の会員としての義務に違反したとき

(2)この法人の名誉を傷つめまたはこの法人の目的に反する行為があったとき

(3)この法人からの問い合わせに返答しない又は本定款に基づいた正当な指示に一ヶ月以上経過しても従わないとき

(4)その他除名すべき正当な事由があるとき

3、ボランティア会員が、次のいずれかに該当する状況に至ったときは、理事長の判断によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に弁明の機会を与えることを省略できる。

(1)この法人の会員としての義務に違反したとき

(2)この法人の名誉を傷つめまたはこの法人の目的に反する行為があったとき

(3)この法人からの問い合わせに返答しない又は本定款に基づいた正当な指示に一ヶ月以上経過しても従わないとき

(4)その他除名すべき正当な事由があるとき

4、前項の規定により会員を除名したときは、理事長は、その会員に対して除名した旨を通知しなければならない。

5、本条前項にかかわらず、下記のいずれかに該当した場合は、当団体は当該会員に通知することなく、直ちに除名することができる。

(1)登録者、および保護者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合

(2)反社会的問題行動(暴力行為・暴走行為・窃盗・恐喝・詐欺・暴言・いじめなど)を行った場合

第14条(資格の喪失)

第12条及び第13条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格及び権利を喪失する。

(1)会費を1年以上滞納したとき(納付は全額納付を指し、一部を納付したとしても残金があれば滞納とみなす)

(2)死亡したとき、認知症やせん妄などにより正常な判断ができない状態と医師から診断されたとき、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は法人会員や団体会員が解散したとき

(3)当該会員が正会員の場合は総正会員のうち本人を除く過半数が同意したとき、当該会員が賛助会員または個人会員の場合は全ての理事のうち本人を除く過半数が同意したとき

第4章社員総会

第15条(構成)

社員総会は、第5条第1号の正会員をもって構成する。

第16条(権限)

社員総会は、次の事項について決議する。

(1)定款の変更

(2)理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任、理事長候補者の選出

(3)理事及び監事の報酬等の額

(4)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(5)長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け

- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)不可欠特定財産の処分の承認
- (8)正会員の除名
- (9)事業の全部又は一部の譲渡
- (10)その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第17条(開催)

社員総会は、定時社員総会として年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

第18条(招集)

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2、総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3、社員総会の招集は、開催日の2週間前までにその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

第19条(議長)

社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、事故等やむを得ない事由により理事長が参加できないときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

第20条(議決権)

社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

第21条(決議)

社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2、前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1)定款の変更
- (2)監事の解任
- (3)正会員の除名及び資格の喪失
- (4)長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (5)解散及び残余財産の処分
- (6)不可欠特定財産の処分
- (7)事業の全部又は一部の譲渡
- (8)その他法令又はこの定款で定められた事項

3、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

第22条(書面又は代理人による議決権の行使)

社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面により、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

2、前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

第23条(議事録)

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章役員等

第24条(役員の設定)

この法人に次の役員を置く。

(1)理事3名以上

(2)監事1名以上3名以内

2、理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち2名以上7名以下を常務理事とする。

3、前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

第25条(役員等の選任)

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2、理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3、監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

第26条(理事の職務及び権限)

理事は、理事会を構成して、この定款に定めるところにより、職務を行う。

2、理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。

3、常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担し執行する。

4、業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める。

5、理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

第27条(監事の職務及び権限)

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 3、監事は、社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときに、意見を述べる。
- 4、監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告する。
- 5、監事は、前項の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、監事は直接理事会を招集することができる。
- 6、監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告する。
- 7、監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

第28条(役員等の任期)

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2、監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3、補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4、増員により選任された理事の任期は、現任者の残任期間とする。

5、理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第29条(役員等の解任)

役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。この場合、社員総会で決議する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第30条(役員等の報酬)

理事の報酬は、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2、監事の報酬は、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第31条(忠実義務)

理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、この法人のために忠実にその職務を行わなければならない。

第32条(取引の制限)

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1)自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2)自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3)この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2、前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3、前2項の取扱いについては、理事会において別に定める。

第33条(役員の実任免除)

この法人は、役員の実任免除の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第34条(顧問及び参与)

この法人に顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2、顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。
- 3、顧問及び参与は、重要な事項について理事長の諮問に応ずる。
- 4、顧問及び参与の報酬等は、別に定める役員報酬等の支給基準により支給することができる。

第6章理事会

第35条(理事会の構成)

この法人に理事会を置く。

- 2、理事会は、すべての理事をもって構成する。

第36条(権限)

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長である理事の選定及び解職
- (4)常務理事である理事の選定及び解職
- (5)事業計画及び収支予算の承認
- (6)賛助会員および個人会員の除名及び資格の喪失

第37条(開催)

理事会は、毎事業年度6回開催するほか、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたととき。
- (2) 理事が、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求をしたとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知が発せられない場合、その請求した理事が招集したとき。
- (4) 第23条第5項の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

第38条(招集)

理事会は、前条第3号及び第4号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2、理事長は、前条第2号又は第4号により理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から2週間以内に、臨時理事会を招集しなければならない。

3、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

4、理事会の招集は、開催日の10日前までにその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

第39条(議長)

理事会の議長は、理事長とする。ただし、事故等やむを得ない事由により理事長が参加できないときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

第40条(決議及び決議の省略)

理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2、前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

第41条(議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2、出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第42条(理事会規則)

理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第7章委員会

第43条(委員会)

理事会は業務の執行に係る事項について委員会を設置し、諮問することができる。

2、以下の委員会を設置する

(1)第4条第1号、第2号及び第5号に掲げる業務の執行に係る事項については、海洋ごみ対策委員会を設置する。

(2)第4条第3号に掲げる業務の執行に係る事項については、募集推進委員会を設置する。

(3)第4条第4号、第6号及び第7号に掲げる業務の執行に係る事項については、技術開発・協力推進委員会を設置する。

(4)その他、理事会の決議により特別委員会を設置することができる。

3、委員会の運営に関する事項は理事会の決議により、別に定める。

第8章事務局

第44条(事務局)

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2、事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3、事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4、前項以外の職員は、理事長が任免する。

5、事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第45条(備付帳簿及び書類)

この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

(1)定款、規程及び規則

(2)会員団体名簿及び会員の異動に関する書類

(3)理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書

(4)認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5)定款に定める機関(理事会及び社員総会)の議事に関する書類

(6)財産目録

(7)事業計画書及び収支予算書

(8)事業報告書及び計算書類等

(9)前号の監査報告書

(10)その他法令で定める書類及び帳簿

2、前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会において定める情報公開規程による。

第9章基金

第46条(基金の拠出)

この法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

第47条(基金の募集)

基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

第48条(基金の拠出者の権利)

拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

第49条(基金の返還の手続)

基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事長が決定したところに従って行う。

第10章資産及び会計

第50条(資産の管理)

この法人の資産は、理事長が管理するものとし、その方法は、理事会において別に定める。

第51条(事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第52条(事業計画及び収支予算)

この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2、前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第53条(事業報告及び決算)

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュフロー計算書

2、前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書面

第54条(公益目的取得財産残額の算定)

理事長は、公益認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第11章定款の変更及び解散等

第55条(定款の変更)

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

2、社員総会の議決によって定款が変更されることを賛助会員および個人会員は、予めこれを承諾する。

2. 変更後の定款については、この法人はウェブサイト上に掲載するものとし、この法人が別途定める場合を除いて、ウェブサイト上に掲載した時点から、その効力が発生する。

第56条(解散)

この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第57条(剰余金の非分配)

この法人は、剰余金の分配を行わない。

第58条(残余財産の帰属)

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章公告の方法等

第59条(公告の方法)

この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2、事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第60条(情報公開)

この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する

ものとする。

2、情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第61条(個人情報の取り扱い)

この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2、会員は、別途定める個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に同意するものとします。

3、個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章附則

第62条(委任)

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第63条(特別の利益の禁止)

この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

第64条(法令の準拠)

本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

改訂(2024年3月17日)

この定款は、2024年3月18日より施行する。